

「中小企業 M&A ガイドライン」の遵守について

税理士法人プロネット N e x t は、中小企業庁の「M&A 支援機関に係る登録制度」に登録しております。この登録制度に基づき、当社は同庁の定める「中小 M&A ガイドライン」の遵守を下記の通り宣言しております。

・仲介契約（譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と契約を締結し双方に助言する）、FA 契約（一方当事者のみと契約を締結し一方のみに助言する）に関する遵守事項

- (1) 業務形態の実態に合致した仲介契約・FA 契約の締結
- (2) 提供する業務の範囲・内容
- (3) 手数料に関する事項（算定基準、金額、支払時期等）
- (4) 秘密保持に関する事項（秘密保持の対象となる事実、士業等専門家等に対する秘密保持義務の一部解除等）
- (5) 専任条項（セカンドオピニオンの可否等）

依頼者が他の支援機関の意見を求めたい部分を仲介者・FA に対して明確にした上、これを妨げるべき合理的な理由がない場合には、依頼者に対し、他の支援機関に対してセカンドオピニオンを求めることを許容します。ただし、相手方当事者に関する情報の開示を禁止したり、相談先を法令上又は契約上の秘密保持義務がある者や事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関に限定したりする等、情報管理に配慮します。

専任条項を設ける場合には、仲介契約・FA 契約の契約期間を最長でも 6 か月から 1 年以内を目安として定めます。

依頼者が任意の時点で仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する条項等（口頭での明言を含む。）も設けます。

- (6) テール条項（契約終了後も一定の条件下において手数料を取得する条項）
テール期間は最長でも 2 年から 3 年以内を目安とし、対象となる M&A は、当社が関与・接触し、譲り渡し側に対して紹介した譲り受け側のみに限定します。
- (7) 契約期間
- (8) 依頼者が仲介契約・FA 契約を中途解約することができることを明記する場合には、当該中途解約に関する事項

・仲介業務を行う場合における遵守事項

- (1) 仲介契約締結前に、譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と仲介契約を締結する仲介者であるということ（特に、仲介契約において、両当事者から手数料を受領するこ

- とが定められている場合には、その旨)を両当事者に伝えます。
- (2) 仲介契約締結に当たり、予め、両当事者間において利益相反のおそれがあるものと想定される事項について、各当事者に対し、明示的に説明を行います。また、別途、両当事者間における利益相反のおそれがある事項（一方当事者にとってのみ有利又は不利な情報を含む。）を認識した場合には、この点に関する情報を、各当事者に対し、適時に明示的に開示します。
 - (3) 確定的なバリエーションを実施せず、依頼者に対し、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるように伝えます。
 - (4) 参考資料として自ら簡易に算定（簡易評価）した、概算額、暫定額としてのバリエーションの結果を両当事者に示す場合には、以下の点を両当事者に対して明示します。
 - ・あくまで確定的なバリエーションを実施したものではなく、参考資料として簡易に算定したものであるということ
 - ・当該簡易評価の際に一方当事者の意向、意見等を考慮した場合、当該意向、意見等の内容
 - (5) 財務調査を自ら実施せず、財務調査報告書の内容に係る結論を決定しないこととし、依頼者に対し、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるように伝えます。

・最終契約・クロージングにあたっての確認事項

最終契約の締結に当たっては、契約内容に漏れがないように依頼者に対して再度の確認を促し、クロージングに向けた具体的な段取りを整えた上、当日には譲り受け側から譲渡対価が確実に入金されたことを確認します。

上記の他、当社は、中小 M&A ガイドラインの趣旨を則った対応をします。